

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第664号

報 官

1 令和4年1月28日 金曜日

目次

（政 令）

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（三三六）

○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（三五五）

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（三六）

（府 令）

○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五）
○金融商品取引業務等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（同六）

（府令・省令）

○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令
（内閣府・厚生労働一）

（省 令）

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七）

○とももろこし等の関税割当制度に関する省令及び経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五）

（告 示）

○原戸籍が滅失した件（法務一五）
○原戸籍の一部が滅失した件（同一六）
○除籍の一部が滅失した件（同一七）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器の一部を改正する件（厚生労働二一）

○商品先物取引法第五十六條第一項の規定に基づき、株式会社東京商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可を行った件（経済産業一三）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境二）

○道路に関する件
（東北地方整備局八、九）

○道路に関する件
（関東地方整備局二五、二六）

○道路に関する件
（四国地方整備局五、七）

○道路に関する件（北海道開発局九）

（国会事項）

（人事異動）

法務省 最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の廃止に係る公示（国土交通省）

労働

中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について（厚生労働省）

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（中国運輸局最低賃金公示一、沖縄総合事務局同一）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、基本測量関係事項、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、隊員の懲戒処分、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（警察庁）

1 国民体育大会において覇権を用いて行う射撃競技に参加する選手として適当である者等の推薦を行う者を公益財団法人日本スポーツ協会に改めることとした。（第一一条第二項、第一三条第二項及び第二八条第二項関係）
2 この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）（金融庁）

1 取得勧誘が少数人数向け勧誘に該当しないための要件として定められている人数通算の期間を六箇月から三箇月に短縮することとした。（第一一条の六関係）
2 第一種少額電子募集取扱業務等を行うに際し定められている有価証券の取得者ごとの払込上限額の規制対象となる者から特定投資家を除くこととした。（第一五条の一〇の二第二号関係）
3 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）
4 この政令は、公布の日の日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第三六号）（厚生労働省）

1 次に掲げる物を毒物から除外することとした。（第一一条関係）
（一）「二一カルボキシラトフェニル」チオ「エチル」水銀ナトリウム（別名チメロサル）
○一パーセント以下を含有する製剤

(二) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メ
チルペンジルⅡ(Z)―(一)RS・三・RS)―
三―(二)クロロ―三・三・三―トリフルオ
ロ―一―プロベニル)―二―二―ジメチルシ
クロプロパンカルボキシラート(別名テフル
トリン)―一・五―パーセント以下を含有する製
剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオ
ロ―四―メチルペンジルⅡ(Z)―(一)RS・
三・RS)―三―(二)クロロ―三・三・三―
トリフルオロ―一―プロベニル)―二―二―
ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
〇・五―パーセント以下を含有するものを除
く。

2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。

(第二項第一項関係)

(一) 「二―カルボキシラトフェニル」チオ(エ
チル) 水銀ナトリウム(別名チメロサル)

〇・一―パーセント以下を含有する製剤

(二) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メ
チルペンジルⅡ(Z)―(一)RS・三・RS)―
三―(二)クロロ―三・三・三―トリフルオ
ロ―一―プロベニル)―二―二―ジメチルシ
クロプロパンカルボキシラート(別名テフル
トリン)―一・五―パーセント以下を含有する製
剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオ
ロ―四―メチルペンジルⅡ(Z)―(一)RS・
三・RS)―三―(二)クロロ―三・三・三―
トリフルオロ―一―プロベニル)―二―二―
ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
〇・五―パーセント以下を含有するものを除
く。

(三) 四―メチルペンゼンスルホン酸及びこれを
含有する製剤。ただし、四―メチルペンゼン
スルホン酸五―パーセント以下を含有するもの
を除く。

3 次に掲げる物を劇物から除外することとし
た。(第二項第一項関係)

一・二―ジ(二―四―二―二―メチル
プロボキシ)カルボニル―二―シアノエチル
フェニルチオ エトキシ エタン及びこれを含
有する製剤

4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設
けることとした。(附則第一條、第四項関係)
5 この政令は、令和四年二月一日から施行する
こととした。ただし、3については、公布の日
から施行することとした。

政 令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の二第二項第一号及び第三項
第一号、第九条の十三第一項並びに第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十・条第二項中「銃銃の所持の許可を受けようとする者の住所の所在する都道府県における」
及び「一の加盟地方団体」を削る。

第十二条第二項中「法第四条第一項第一号の規定による銃銃の所持の許可を受けようとする者の住
所の所在する都道府県における」及び「一の加盟地方団体」を削る。

第二十八条第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」を「日本
スポーツ協会」に改め、同項各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一条第二
項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する日本スポーツ協会の加盟地方団体から
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号又は第九条の十三第一項の
規定による推薦(以下この項において単に「推薦」という。)をされている者は、それぞれ、この政
令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条
第二項に規定する日本スポーツ協会から推薦をされた者とみなす。

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三十五号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項第二号ハ、第二十九条の四
の二十項及び第二十九条の四の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の六中「六月」を「三月」に改める。

第十五条の十の三第二号中「取得する者」の下に「(特定投資家を除く。)」を加える。

附則

1 (施行期日)
この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の金融商品取引法施行令第一条の六の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第二十八号、別表第二十九号及び第三十号の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号中「ト」を「ニ」から「ハ」までを「ホ」から「ト」までとし、ハの次に次のように加える。

二 「（一）カルボキシラトフェニル」チオ（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）〇・一％以下を含有する製剤

第一条第十九号の二ただし書中「〇・五％」を「一・五％」に改める。

第二条第一項中第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三を第二十二号の四とし、第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 「（一）カルボキシラトフェニル」チオ（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）〇・一％以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（186）を（187）とし、（110）から（185）までを（111）から（186）までとし、（109）の次に次のように加える。

(110) 一・二―ジ（ニ）（四）「三」（二）メチルプロポキシカルボニル―シアノエチル

フェニルチオ（エトキシ）エタン及びこれを含有する製剤

第二条第二項第七十一号の四「〇・五％」を「一・五％」に改め、同項中第百号の十九を第百号の二十とし、第百号の八から第百号の十八までを一号ずつ繰り下げ、第百号の七の次に次の一号を加える。

百の八 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸五％以下を含有するものを除く。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日まで、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日まで、法第十二条第一項（法第二十二号第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第三条 毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物（この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次条において同じ。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日まで、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府

令

○内閣府令第五号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三十四号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の第三項及び第三十号の二の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月二十八日
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

内閣総理大臣 岸田 文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改 正 後

改 正 前

(推薦等)

(推薦等)

第十二条 令第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項に規定する者（以下この条において「推薦者」という。）は、法

第十二条 令第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項に規定する者（以下この条において「推薦者」という。）は、法

第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第五号の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九号の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四

第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九号の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。こ

条第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。

の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

送付するものとする。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条第二項第一号の規定は、施行日以後に開始する取得勧誘(金融商品取引法(次条において「法」という。))第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この条において同じ。))について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴う経過措置)
第四条 第三条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二項第五項第三号及び第九条の二第三号、第四条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第一条の二第三号の二並びに第五条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二条第二号の規定は、施行日以後に開始する有価証券の募集(法第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。以下この条において同じ。))について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第一号
厚生労働省令第一号

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十九条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 後藤 茂之

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成二十七年内閣府令第四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(会計監査報告の作成) 第十八条 (略)	(会計監査報告の作成) 第十八条 (略)
3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。	3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
一 三 (略)	一 三 (略)
四 第二号の意見があるときは、事業報告書(会計に関する部分を除く。)の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書の内容又は会計監	四 第二号の意見があるときは、事業報告書(会計に関する部分を除く。)の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書の内容又は会計監

査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 七 (略)

4 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更
二 三 (略)

附 則

1 (施行期日)
この命令は、公布の日から施行する。

(会計監査報告に係る経過措置)

2 この命令による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十八条第三項又は第四項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。

省 令

○厚生労働省令第十七号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第百三十三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第一(第四条の二関係) 毒物 一 十五 (略) 十六 二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル(二)一(RS・三RS)一三(二一クロロ一三・三・三トリフルオロ一プロペニル)一ニ・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルリン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオ	別表第一(第四条の二関係) 毒物 一 十五 (略) 十六 二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル(二)一(RS・三RS)一三(二一クロロ一三・三・三トリフルオロ一プロペニル)一ニ・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルリン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオ

